

**「鹿児島県文化財保存活用大綱」（案）に係るパブリック・コメントに寄せられた御意見の概要と県の考え方**

意見募集期間：令和3年10月18日（月）～11月17日（水）  
 意見数：4人から16件

項目名等	意見等	対応案
全体	地図や写真等の添付がなく、解りにくい。	パブリック・コメント段階の案では、図や写真等は挿入しておりませんでした。最終的に公表する段階では、写真や表を追加しました。
序章 1 大綱策定の背景と目的	第3パラグラフに、「…未指定のままの、本県特有の歴史を示す貴重な文化財が存在する可能性があります。」と表現されているが、現実には未指定の貴重な文化財があるので、「可能性」という表現を削除し、「存在します」としてはどうか。	御意見を踏まえ、当該部分の記載を以下のとおりとしました。  「…未指定のままの、本県特有の歴史や文化を示す貴重な文化財が存在しています。」
序章 1 大綱策定の背景と目的	第8パラグラフに、「…多様な関係者が参画した、地域社会総がかり」とあるが、文化財保護に対する県民の役割を明示するため、「多様な関係者が参画した、県民・地域総がかり」としてはどうか。	当該部分については、文化財保存活用大綱の策定にあたっての基本的な考え方を示した部分であり、“地域社会総がかり”をキーワードとして引用しました。
序章 2 大綱の位置付け	対象分野が「文化・教育・芸術」にかたよっていて、記念物に関する言及がみられない。第1章の概要においては「(2)自然の特徴」や「(6)鹿児島県が誇る遺産群」に自然物についての記述が丁寧にされているので、この部分でもしっかり自然物も対象であることを明記してはどうか。	御意見を踏まえ、「2 大綱の位置付け」の最終段落を以下のとおりとしました。  「本県では、教育、文化、芸術、自然、観光、防災等の様々な分野における施策の基本的な方針を定めており、文化財の保存と活用にあたっては、各施策と連携した取組が必要です。」
第1章 2 地域ごとの特色	鹿児島、北薩、始良・伊佐、熊毛地域についても太平洋戦争関連の遺構、遺跡、慰霊碑などがあるため、米軍のオリンピック作戦に対する日本軍の基地化として捉えて欲しい。	戦争関連の遺跡等については、「(3)個性ある歴史と多彩な文化」の「オ 近代」の項目に総括して記載しています。

項目名等	意見等	対応案
第1章 2 地域ごとの特色 (2) 南薩地域	民俗文化財のヨッカブイの記事で、「子供たちを袋に入れて論し」とあるが、袋に入れるのは余興として発展した部分と考えられるので、単に「子供たちを論し」と表現してはどうか。	御意見を踏まえ、当該部分の記載を以下のとおりとしました。  「また、金峰高橋地域に伝わるシュロ皮の仮面を被った大人が子どもたちを論し…」
第1章 2 地域ごとの特色 (5) 大隅地域	特攻基地として知られる鹿屋・串良、沖縄方面への反撃攻撃、偵察をつづけた岩川など…としてはどうか。岩川は特攻基地ではなかったため。	御意見を踏まえ、当該部分の記載を以下のとおりとしました。  「…特攻基地として知られる鹿屋・串良をはじめ、岩川等の海軍航空基地関連遺構や…」
第1章 2 地域ごとの特色 (5) 大隅地域  第2章 1 目指すべき方向性	「郷土芸能」の表現は、文化財保護法第2条第1項第3号に規定する「民俗芸能」としてはどうか。(かごしま未来創造ビジョンなど、まちづくり・観光振興を含めた計画では「郷土芸能」でよいが、この「文化財保存活用大綱」では、文化財保護法にも規定する学術用語「民俗芸能」を用いる方が好ましいと考える。「郷土」を用いる必要な場合は、「郷土に育まれた民俗芸能」という表現も考えられる。	御意見を踏まえ、「郷土芸能」は「民俗芸能」に修正しました。また、その他の記載部分についても確認の上、表現を統一しました。
第1章 3 鹿児島県の文化財等の概要	鹿児島県で広く伝承されている二大民俗芸能「太鼓踊り」「棒踊り」が記載されていない。他県にもあるように思われるかもしれないが、独自の発展を遂げている。例えば、「伊集院町徳重大バラ太鼓踊り」「新田神社の御田植祭に伴う芸能(奴踊、棒踊)」などが県指定となっている。	御意見を踏まえ、当該部分に以下の記載を追加しました。  「また、民俗芸能では太鼓踊りや棒踊りが各地で広く伝承されており、「伊集院町徳重大バラ太鼓踊り」、「新田神社の御田植祭に伴う芸能(奴踊、棒踊)」等が県の無形民俗文化財に指定されています。」
第1章 4 文化財の保存・活用に関する現状と課題  (5) 文化財の活用の推進	黎明館の現状と課題が示されていない。知事部局・教育庁という垣根を超え、県民のための文化財保存大綱として現状と課題を記載してほしい。	御意見を踏まえ、以下の記載を追加しました。  「さらに、文化財保護行政部局と、博物館等の文化財を保管・展示する施設を所管する部局が必ずしも同一ではない場合もあるため、部局や機関間の連携も必要です。」

項目名等	意見等	対応案
第3章	<p>第3章全体を通して、自然物も文化財の対象であることが不明瞭である。</p> <p>全体に、対象とする文化財が人の営みに関わるものに偏っているように感じられる。記念物の場合は、県の自然保護課との兼ね合いもあるかもしれないが、役割分担あるいは連携のあり方はどのようになっているのか。</p> <p>決められていないなら今後の検討事項とし、決められているなら、この大綱にそのことを盛り込んでもいいのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下の記載を追加しました。</p> <p>「天然記念物については、鳥インフルエンザウイルスやロードキル（交通事故）の対策等、環境部局や農政部局等と情報を共有し、連携しながら保護に努めます。」</p>
第3章 2 文化財の指定・登録等と保存・継承	<p>無形民俗文化財の項。「学術的な評価を行い、地域住民が誇りを持って郷土に育まれた民俗芸能を継承していけるよう努める」という表現を入れてはどうか。太鼓踊りも棒踊りも、一つずつ違い、一つずつ大切な部分がある。自分たちの伝えてきた民俗芸能の個性・特徴に、伝承者に気づいてもらい、誇りをもってもらうことが大切だと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、当該部分に以下の記載を追加しました。</p> <p>「併せて、文化財としての学術的な価値を正しく伝えることで、継承活動に関わる人々がより誇りを持ち、保存と継承への意識が向上するよう図ります。」</p>
第3章 5 文化財の活用の推進	<p>自治体それぞれに設立されている文化財関係資料館のネットワーク化（連携強化）について記載してはどうか。市町村単館では、自分の町のことだけで完結しがちで、他館資料との比較の中で、自館の資料の特徴を再評価できると考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、当該部分に下記の記載を追加しました。</p> <p>「各市町村や民間団体が設置する博物館等にも、多くの文化財が収蔵されています。最新の研究成果などによる文化財的な価値の再評価や、博物館間での収蔵資料や展示方法等の情報共有を行うことで、収蔵資料のさらなる活用にも繋げることができます。」</p>

項目名等	意見等	対応案
第6章 2 県の文化財の 関係部局 (5) 県歴史・美術 センター黎明館	黎明館の役割が十分に示されていない。特に、「県民に対する文化財への普及・啓発活動の推進」が一番大切な役割ではないか。現状では黎明館以外に役割を果たせる施設はない。	御意見を踏まえ、黎明館の分掌事務を以下のとおり修正しました。  「・郷土の歴史に関する資料、県民の習俗に係る資料、美術工芸品等を収集し、保管し、及び展示すること。  ・黎明館が収集し、保管し、又は展示する資料等に関する専門的な調査を行うこと。  ・その他県民の文化活動に寄与するための事業」
第6章 3 関連する主たる 民間団体 (5) 鹿児島民具学会	「日本常民研究所」→「日本常民文化研究所」が正しいのではないか。	御意見のとおりに修正しました。